

調整給付金(不足額給付分)申請書 (専従者等用)

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
川越町長 宛て



申請日 令和 年 月 日

【本様式での申請が必要な方】

令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額所得割額がいずれも0円、かつ、令和5年度末又は令和6年度住民税非課税世帯等への給付を世帯主又は世帯員として受給していない方であって、「青色事業専従者又は事業専従者の方」、「合計所得金額が48万円超である方」です。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則4万円^(※)が支給されます。川越町における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

- 以下のいずれかの条件を満たすこと
- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
 - 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ②
- 令和6年度に実施された定額減税の対象であった
 - 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
 - 令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した
- ③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、川越町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
令和6年1月1日に 住民登録していた住所	※現住所と同じ場合は空欄		

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
	上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				署名又は記名・押印 本人氏名 印

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請者の口座とします。)

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 0 ※		

3. 申請区分(あなたは、次のどの区分にあてはまりますか？該当する口にチェック(レ)してください。)

- ☐ 令和6年所得税申告における青色事業専従者
- ☐ 令和6年所得税申告における青色以外の事業専従者
- ☐ 令和6年所得税申告における事業専従者以外の、合計所得48万円超の方

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項(誓約・同意事項《表面中段》、振込口座《裏面上段》、署名《裏面下段》)をご記入ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、資格確認書、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

振込を希望する口座の確認書類を提出してください。